

鹿児島大学法文学部紀要
「人文学科論集」第84号(2017)別刷
2017年2月発行

犯罪報道 予断排し、手続きチェックを

—— 冤罪共犯者とならないための5カ条

宮 下 正 昭

犯罪報道 予断排し、手続きチェックを

——冤罪共犯者とならないための5カ条

宮 下 正 昭

はじめに

住家火災で入浴中の小学6年の女兒が焼死し、母親と同居中の男性が殺人と放火などの罪に問われた大阪・東住吉事件は2016年8月、大阪地裁の再審裁判で無罪が言い渡され、即日確定した。多くの冤罪事件がそうであるようにこの事件もまた客観的証拠の積み重ねを無視した「自白偏重の捜査」がまかり通り、地裁、高裁、最高裁もいったん有罪判決（無期懲役）を下していた。しかし、両被告の無実を信じ、放火ではなく自然発火の可能性を見出した弁護団の熱意が再審でようよう実を結んだ。再審無罪判決を受け全国紙各紙は社説で「誤判の究明がなお必要」（『朝日新聞』2016年8月11日付）、「自白偏重を繰り返すな」（『毎日新聞』同）、「『自白』頼みが招いた再審無罪」（『読売新聞』同12日付）と一様に警察、検察の自白偏重捜査、それを見逃した裁判の怠慢を批判した。

では、この事件に対する報道はどうだったのか。焼死した女兒の母親と同居男性が逮捕されると、「カードローン地獄とマンション欲しさが家庭を狂わせ、わが子殺しの容疑者として逮捕されるまでになるやるせなさ」（『毎日新聞』1995年9月11日付大阪本社）、「車の故障による出火を偽装しようとしていた」（『朝日新聞』同、大阪本社夕刊）、「『(女兒が)裸なら恥ずかしくて逃げ遅れると思いい、入浴中を狙って放火した』と供述している」（『読売新聞』同、同）などと警察情報を一方的に流していた。テレビのニュースも同様で、ワイドショーなどではさらに強調された。捜査当局はこうしたメディアが醸し出した「非道な容疑者の犯罪」を立件しようと躍起になったとも言えるかもしれない。結果、公平な裁判を受ける被告人たちの権利（憲法37条1項）も阻害された可能性がある。記者たちにとって不本意だろうが、報道が冤罪に加担している実態がないとは言えない。

「問題は実名報道。そして犯人視報道です」。冤罪事件に関心の高い弁護士や学生たちに対策を訊くと、このような答えが多く返ってくる。実名報道のありようには、長く地方紙の記者として事件報道にも携わってきた筆者も悩んできた。1984年、当時共同通信の記者だった浅野健一さんが『犯罪報道の犯罪』（学陽書房）を上梓し、容疑者の人権を守るためには基本、匿名報道にすべきと訴えたとき、衝撃を受けた。「そうか匿名という方法があるのか」と。しかし、その後も悩んだ。「名前もニュースではないのか」「記録としての新聞には名前が必要では」。なにより、匿名で報じることで取材が甘くなる、名前の重さをかみしめてこそ取材・執筆に責任を持てるのではないか。2010年、共同通信のサッカー日本代表の観戦記事で「20代女性」と書かれた観客の談話にデスクが勝手に加筆した問題が後に明るみに出た（2011年8月9日付、『朝日新聞』）。2016年、『中日新聞』の長期連載企画「新貧乏物語」では、仮名で書かれた中学生家庭の貧困さをねつ造したことが発覚し、同紙は「おわび」を掲載する（同年10月12日付）羽目に陥った。匿名報道にはこのような陥穽がつきまとう。

実名を基本にして、容疑者の人権を守り、さらに冤罪に加担しない報道とはいかにあるべきか。冤罪とわかった時点で過去の報道を検証することは大事だろう。しかし、それでもまた冤罪が起り、過去の記事を見ると同じことを繰り返してきた。犯罪を憎み、正義を求める警察の動きを日々、追いかけている担当記者たちはつい警察官と同じ感覚に陥りやすい。記者クラブの弊害部分だ。しかし、記者たちにはその警察という権力をチェックする役目も求められている。では、どうすればいいのか。記者たちができることは推定無罪の原則を忘れずに犯人視報道を自制する。そのためにはまず捜査が法的な手続き上、問題はないか、日々の事件報道から見直すことだ。冤罪とは全く縁のないような事案にも冤罪の共犯者となりうる報道の課題が見えてくる。過去3年の事件報道をもとに検証したい。

1、逮捕＝社会的制裁からの脱却を

1-1 逮捕は最後の手段

「身柄拘束というのは本当に最後の最後の手段であって、そのほかの方法では目的が実現できないという場合に初めて採られる手段だと思います。任意捜査の原則というのは法律上定められているという御意見はありましたけれども、身体不拘束の原則、あるいは、身体拘束は最後の手段であるということをもっと法律上明確にしておくということも意味があると思っています」。法務省の法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」（2011年6月—14年7月）第17回会議（12年12月開催）で委員の1人・青木和子弁護士の発言だ。同部会では他の多くの在野委員からも同様な意見が出されていた。日常生活から遮断され、その身を捜査当局に取られて当局の支配下に置かれてしまう逮捕・勾留という強硬措置があまりにも安易に横行している実態を危惧していた。

逮捕は容疑者が逃亡や証拠隠滅の恐れ、住所が不定な場合のみ執行される。刑事訴訟法規則（143条の3）に定められている。事件を担当する記者は基本的な知識としてまず教えられるはずだ。しかし、日々の記者活動で「だから捜査の基本は任意」と思いが至る記者は少ない。警察は容疑者を逮捕したら基本、記者クラブを通じて発表する。記者はその中身の確認を警察からとり、記事にするかどうか決める。その際、「身柄を取る必要があったのですか」と尋ねる記者はどれだけいるだろうか。

捜査の基本は本来、任意のはずだから、警察は客観的証拠を積み重ね、容疑者の供述が必要だったら任意で聴取する。結果、容疑が固まったら書類送検する。それが本来の形だろうが、発表しないことも多い。まれに発表し、記者から尋ねられたら取材に応じることもある。しかし、容疑者の名前は伏せる、匿名というケースが大半になってきた。メディアも匿名で報じることが多い。その際、記者が容疑者の名前を押さえているとは限らない。むしろ名前もわからないまま報じることが少なくないだろう。

1-2 忘れられた「任意捜査が原則」

一方、逮捕だったら警察も実名を発表し、メディアも実名を基本に報じる。メディアとしては、容疑者が日常生活の奪われる、逮捕という非常手段を受けたわけだから名前も報じ、社会に問いか

けるという論理になるのだろう。捜査当局としては社会に知らしめるには逮捕という手段に出る。「任意捜査が基本」という原理原則を捜査当局もメディアも忘れて事件捜査、報道がなされる。警察とメディアは、容疑者に社会的制裁を与えるために？妙な関係が成り立っていると言ったら過言だろうか。

飲酒運転の場合をみてみたい。地方の県警では物損や軽傷の交通事故などで飲酒運転が発覚したら、その運転手を逮捕し、発表するところが多い。テレビはまず報じないが、地元の地方紙は短信記事などで掲載する。全国紙も県版で応じる。しかし、その逮捕者の中に証拠隠滅や逃亡の恐れがあるケースはどれくらいあるだろうか。大半は容疑を認め、翌日にも釈放され、罰金を納めるのが実態だろう。

警察が飲酒運転に対して厳しい態度で臨むようになったのは2006年、福岡市で飲酒運転車両に追突され、幼児3人が転落、死亡するという痛ましい事故がきっかけだった。飲酒運転という社会悪に対しては逮捕というお灸をすえる。メディアもそれに加勢する。一見是認しても良さそうに思えるが、逮捕という非常措置をその時々のもてなす要請、いわば捜査当局の思惑で執行されることを認めると、法制審議会の委員が指摘したように逮捕の横行がまかり通ることになる。

身柄を取られた容疑者はそれがたとえ数日間でも心理的な圧迫を受けて、事実とは異なる供述を取られる懸念がある。冤罪につながる可能性もあるとみて、記者はまずは逮捕の必要性のあるなしを、たとえ飲酒運転であろうとも警察に確認する。その逮捕理由が不当だと思ったら、記事にする。担当記者にはそんな心構えが必要ではないだろうか。飲酒運転をなくすために紙面で警鐘を鳴らすには逮捕記事ではなくとも、まとめ記事を書くなど方法はいくらかでもあるからだ。

事件発生時点で注目された事案でも安易な逮捕が執行される。2014年5月、兵庫県赤穂市で発生した山火事は住宅地に近かったことから新聞やテレビも大きく報道した。翌日、麓にすむ社員男性が森林法違反の疑いで逮捕され、実名で報じられた。男性は自宅の裏庭で家族らとバーベキューをして、使用済みの灰を山に捨てたところ火事になり、近所の住民に119番通報を依頼した（『朝日新聞』2014年5月12日付、大阪本社夕刊）。その様子は落ち込んでいたと報じられた。失火を自ら認めている様子だった。警察は逮捕する必要があっただろうか。任意で十分、事情聴取できたのではないだろうか。

同じ14年の4月、岐阜県の県立高校が遠足を予定していた前日、「遠足に行くのはつらい。消えたい。中止してほしい」などと書かれた手紙をバスの手配を受けていた旅行会社社員が同校に持ち込んだ。奇妙な事案として報道され話題になったが、翌月、警察は同社員を偽計業務妨害の容疑で逮捕し、発表。各メディアも実名で報じた。社員は遠足用のバスの手配を忘れ、それをごまかそうと同校生を装った自殺をほのめかす手紙を作成して学校に届けたい。容疑を認めていると報じられた。この話題でメディア各社は当初、同社員を匿名で報じ、逮捕となったところで実名に切り替えた。この社員の場合も本当に逮捕という強硬措置が必要だっただろうか。

2013年9月、タレントのみのもんたさんの次男が窃盗未遂の疑いで逮捕され、ワイドショーなどでも大きく流された。路上に寝ていた酔客のキャッシュカードを使って現金を引き出そうとしたというものだった。20日間の勾留終了時、今度は先ほどの酔客のキャッシュカードの入ったカバンを

盗んだという窃盗の疑いで再逮捕される。もともとカバンを盗んでいたからキャッシュカードを使おうとしたわけで、これはいわば一連の犯罪行為だ。一事不再理に近い事態だった。数日後、裁判所はさすがに勾留を認めず、次男は釈放される。新聞各紙は逮捕、再逮捕を淡々と報じたが、このような逮捕連発の手法に疑問を投げかける報道は見かけなかった。次男は結局、不起訴（起訴猶予）となった。

警察の逮捕をただ追認して逮捕の中身を取材するのではなく、逮捕の必要性を正し、場合によっては警察の言う逮捕理由まで報じることは逮捕状を出す裁判官にも、執行する警察にもいい意味でプレッシャーを与えるだろう。さらに、一般の市民に逮捕というのは証拠隠滅の恐れや逃亡の恐れなどがあるため、通常は任意で事情を聴くなかの例外的な司法手続きに過ぎないということを理解してもらうきっかけにもなるだろう。大学の授業で逮捕という手続きの本来の意味を伝えると、多くの学生から「なんだ。ということは逮捕された人が犯人とは限らないのですね」という反応が返ってくる。そうなのだ。逮捕されたからと言って犯人ではない。あくまでも容疑のある人に過ぎないのだ。

捜査当局が与えたい社会的制裁＝逮捕報道＝犯人の印象という、いわば警察とメディアがタッグを組んで犯人視するような構図を断ち切ることは冤罪の防止にもつながるはずだ。そのためにはまずは逮捕の要件を満たしているのかどうか。担当記者は日々の事案からたえずチェックする役目を果たすことが重要だろう。

1-3 「痴漢」無罪の多さ

「痴漢」容疑の逮捕についても触れなければならない。痴漢は一般に現行犯逮捕が多い。にもかかわらず、その後の裁判で無罪となるケースが相次いでいる。『朝日新聞』のデータベースで確認できるだけでも2014年1年間で、1審あるいは2審で無罪判決が6件（うち1件は高裁で逆転有罪）、15年は3件報じられている。警察の検挙件数は14年が3439件（「平成27年犯罪白書」）だが、その大半は略式起訴・罰金納付か、起訴猶予を含む不起訴で、裁判にまで持ち込まれるのは少ないとみられる。その数は最高裁も把握していない（最高裁事務総局広報課）が、「有罪率99%」と言われる日本の裁判にあって痴漢の無罪率はかなり高いかもしれない。不起訴処分のほか、罰金を納付した人の中にも否認して事が長引くより泣き寝入りした方がいいという冤罪の可能性もないとは言えない。

その逮捕の根拠となるのは法律ではない。全国47都道府県すべてが定めている迷惑（行為）防止条例（鹿児島県だけは名称が「不安防止条例」）によるのだが、社会の耳目を集めやすだけに逮捕段階でよく報じられる。

東京の警察である警視庁は同条例違反の摘発を基本、報道発表していない。しかしなぜか1日ないし2日遅れで在京のテレビ局などが匿名で報じ、その後を各社が匿名のまま追う。先んじて報じるメディアはリークみたいなものを受けているのだろうが、正式発表ではないためか警視庁は名前の確認はさせないようだ。リークを受けた社の記者も後を追う他の記者も摘発の事実を確認するだ

けで、「逮捕の必要があったのか」と問い質す余裕がない可能性は高い。逮捕を発表する他の県警でも逮捕要件を確認する記者がはたしているだろうか。もともと痴漢行為自体の証拠隠滅などは想定しづらい。被害者がどこのだれなのか、通常、容疑者は知らないからだ。逃亡の恐れも会社勤めなどだったら可能性は低く、逮捕の必要性はないケースも多いはずだ。

否認する痴漢容疑者に警察は送検後も勾留して取り調べを続けようとする。これに対し東京地裁では痴漢での勾留は原則認めない運用が定着してきたようだ（『毎日新聞』2015年12月24日付）。勾留が続けば会社から解雇される恐れがあり、それを防ぐ目的と同紙は報じたが、釈放され任意捜査となれば自白偏重の捜査を防げ、冤罪防止にも役立つ。勾留が認められないならば、現行犯と言えども逮捕もせず、その場で任意同行し、任意のまま取り調べを続けても問題はないだろう。記者による逮捕の必要性のチェックは冤罪の可能性も高い痴漢容疑こそ防波堤となりうる。

2、自白偏重捜査の後押しやめろ

2-1 「別件」逮捕でも「本件」報道

2014年4月、福岡県筑後市でリサイクルショップを営む夫婦が窃盗の疑いで逮捕された事案は、テレビも新聞も西日本を中心に大きく報道された。上空では報道各社のヘリが飛び回った。窃盗という逮捕容疑よりも夫婦の周辺で行方不明になっている人が複数いるということに注目していた。県警の捜査も不明事件を視野に入れていたようだ。別件逮捕に近い形だった。しかし、逮捕状になり別の容疑を調べるのは令状主義に違反する。だから任意で聴取する形をとらないといけませんが、逮捕されてしまったら容疑者にその自由はどれほどあるか、取り調べの実態は分からない。

メディア各社はこうした危うい問題に一切触れず、「不明事件も慎重に捜査している」と報じた。法的にも問題な別件逮捕を是認し、捜査機関と同一歩調をとっているとみられても仕方ない。証拠がないから逮捕できなかった事案を別件の取り調べで追及するのは、自白偏重捜査の危険性を大いにはらんでいる。冤罪事件の際には別件逮捕の違法性を批判するメディア自身が、自白偏重捜査を後押しした格好にもみとれる。

記者たちは、周辺住民や関係者からの情報から不明事件の解明を素直に願っていたのかもしれない。そして捜査に着手した警察に期待を寄せる。しかし、手続き上の問題点はちゃんと取材し、報じるべきだろう。たとえば「従業員らの行方不明に関しては容疑者の了解が得られれば任意で事情を聴く方針」。あるいは「不明事件については証拠を集められず逮捕できなかったことから、夫婦からは任意で事情聴取するとみられるが、自白偏重に陥らない慎重な捜査が求められる」などと触れた方がいい。

夫婦は裁判でも従業員らを死なせたことは認め、2016年8月までにそれぞれ1審で有罪判決を受ける。それでも敢えて指摘したい。犯罪を憎み、正義を求める気持ちは警察官と一緒に、記者の役目は別にある。警察という権力をチェックする。それが、はやる捜査を抑制し、揺るがない真相解明につながることを忘れないでほしい。

2-2 「別件」逮捕でも実名報道

この事件の「別件」逮捕時、『読売新聞』と地元紙の『西日本新聞』は夫婦を匿名で報じたが、『朝日新聞』や『毎日新聞』、共同通信などは実名で報じたうえ、不明事件のことも言及し、見出しは不明事件の方が大きな扱いだった。これは新聞各社が内規などで定める別件逮捕の報じ方に抵触する恐れもあった。市販されている朝日新聞の『事件の取材と報道 2012』は、別件逮捕について「『本件』についてはまだ任意捜査の段階であることを踏まえれば、記事中で『本件』に触れるか否かの判断には慎重さが求められる。『本件』が社会的に重大な事件であるのか、別件と『本件』が密接に関連していると言えるのか、などについて十分に検討し見きわめることが必要だ」としている。そして「いずれの場合も、別件での逮捕であることによく留意し、あたかも『本件』の容疑者であるかのように報じてはならない」と注意を促している。その朝日の記事。本記もサイドも記事は多少抑制的だったが、見出しは「夫婦の周辺 数人不明情報」と記し、夫婦が「本件の容疑者」であるような印象を読者に与えた。朝日に限らず、共同や民放ニュースでも容疑者夫婦への人権配慮という点からも慎重さがほしかった。

2-3 代用監獄の恐ろしさ

別件で逮捕された夫婦はその後、検察庁に送検されたが、送検後の勾留先を筆者が福岡地検に尋ねたところ、「答えられない」との返事だった。「報道各社にも伝えないことにしている」（同地検）らしいが、地元メディアによると、夫婦はやはり再び警察の留置所に収容されたようだ。警察に逮捕された容疑者は48時間以内に検察庁に送られ、検察庁はそれ以上の勾留が必要と判断したなら24時間以内に勾留請求を裁判所に求める。勾留が認められたなら、その容疑者は本来、警察ではなく法務省管轄の拘置所（拘置支所）に収容されなければならない。ところが現実には、ほぼすべての容疑者が送検後もそのまま警察の留置場に留め置かれているⁱ。先進国では例を見ない日本独特の代用監獄制度だ。

明治以来続く、この慣行は刑事収容施設法の施行（2006年）で追認されたが、国際アムネスティーや国連からはたびたび是正を求められてきた。2013年5月も国連拷問禁止委員会が日本政府に対し代用監獄廃止の検討を勧告している。この勧告は残念ながら日本のメディアはあまり報じなかった。

捜査する警察と同じ庁舎内で寝食する容疑者の取り調べは容易だ。深夜まで、あるいは食事の時間まで食い込むこともできる。24時間、捜査当局の管理下に置かれる日々は、否認している容疑者にとって大きなプレッシャーになるだろう。偽りの自白に追い込まれる危険性がある。ただ刑事弁護をする弁護士の間でも留置場の方がいい、という声が多いのも事実だ。拘置所（支所）は例えば昼休みは面会できない、房内でも姿勢を正すなど規則が厳しく、警察の方がまだ融通が効き、柔軟な対応をとってくれる、というのだ。容疑を認めているケースならば容疑者にとっても留置場の方が便利がいいのかもしれない。ただ問題は容疑を認めていない、冤罪の可能性がある場合だ。

拘置所（支所）の数が圧倒的に少ないのも問題だ。警察署は全国に1167カ所（2015年7月現在）あるが、拘置所は8カ所、拘置支所が103カ所（2011年4月現在）で、地方の県だと全県で1カ所

ないし2カ所しかない。国は拘置所（支所）を拡充する代わりに、警察署内で留置場の管理を警務課など捜査と関係ない管理部門の職員に任すことで、内外の批判をかわそうとしている。さらに県警によっては本部直属の留置場を設けたり、代用監獄として使う警察署を地域ごとに拠点化し、留置担当要員を配置しているところもある。こうした拠点化したところからでも留置業務を法務省に移管する手はありそうで、日本弁護士連合会もかつて同様な提案もしているがii、国の腰は重い。先の法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」の素案などを元に作成された刑事司法改革法でも取り調べの可視化はそれなりに定められ、密室の調べに多少、風穴を開けられる可能性が出てきたが、代用監獄問題はぽっかり抜け落ちたままだ。

鹿児島県議選の買収疑惑で住民12人が苛酷な取り調べを受け自白に追い込まれるなどしたにもかかわらず全員無罪となった志布志事件。その舞台となった志布志市で2009年12月、『「取調べの全面録画を求めよう！」市民集会』が開かれた。足利事件の菅谷利和さんら冤罪被害者らが舞台に並ぶなか、甲山事件の山田悦子さんは一人、ぶ然としていた。マイクを向けられると、「24時間警察の支配下で、人間の自由を剥奪し、人間を破壊させる代用監獄こそ問題」と訴えた。自白偏重の過酷な調べができる原因は代用監獄にあるのに、それを問わず、取り調べの可視化のみを訴える意味があるのか。「被疑者は（警察の留置場ではなく）拘置所に移す。それが世界の常識なのに日本では非常識になっている」と問題の深刻さを強調したが、可視化を求めるシンポの中では半ば無視された格好だった。

裁判官の中には勾留先を留置場ではなく、拘置所を指定するケースも最近、徐々に出てきた。大阪・東住吉事件で逮捕された焼死女兒の母親も送検後の勾留先は裁判官が大阪拘置所を指定した。ところがすぐに検察官が準抗告し、今度は別の裁判官が担当したのだろう、わずか2日後には東住吉署の代用監獄（留置場）に移されてしまう。当番弁護士で母親を担当することになり、日に何度も接見してきた斎藤ともよ弁護士（大阪弁護士会）は検事に抗議し、落胆した母親に事情を説明したらしい。警察署に戻された母親に、取り調べの警官は「裁判所は警察の言うことを聞くんや」などと勝ち誇った様子だったという。

取調官としては容疑者を24時間、自分の職場の管理下に置きたい。これは心情だろう。特に注目されている事件の容疑者や否認している容疑者だったらなおさら。別の組織である法務省所管の拘置所に勾留されたら取り調べの追及に不便をかこつ。翻れば留置場を使えば無理な追及、調べができ、偽りの自白につながる冤罪を生む可能性があるのだ。

一線の記者たちは、せめて注目事件や否認事案だけでも、送検後の勾留先が警察なのか、本来の拘置所なのかを取材して、「容疑者は送検後も拘置所ではなく、引き続き警察に勾留されることになりました。慎重な取り調べを期待したいものです」などと報じるべきだろう。これもまた自白偏重捜査への抑制となるはずだ。

2-4 「供述」報道の危険性

容疑者が逮捕されると、記者たちは夜討ち朝駆けなどで供述内容を警察官などから聞き出し、報道しようとする。特に注目された事件では報道合戦の様相を呈する。東住吉事件で逮捕された母親と同居男性について逮捕翌日の各紙を見ると、冒頭に紹介した以外にも、「二人は『借金返済とマ

ンション購入資金に困り、一か月前から計画した』と供述」（『読売新聞』1995年9月11日付 大阪本社）したことになる。さらに、「捜査本部が入浴中に放火した動機を追及したところ、容疑者が『小学六年生の女の子だから恥ずかしく逃げ遅れると思った。自分が考えた』と供述した」（同、同日付、大阪本社夕刊）、そして「両容疑者は『ふろ場でシャワーを浴びていると、外部の音などがほとんど聞こえないとわかっていた』と供述」（『朝日新聞』同月12日付 大阪本社）、「『(焼死女兒)は長男に比べ反抗的だった』と供述した」（『毎日新聞』同月11日付 大阪本社夕刊）などと報じられた。

これら警察情報による供述内容は再審の無罪判決で、すべて信用性が否定された。ただこうした一方的な報道はこの事件では1995年の9月11日付朝刊から12日付夕刊でぱたっと止まった。母親の弁護人となった斎藤弁護士が同12日午後、大阪の司法記者クラブに出向き、「母親はやっていないと言っています」と記者会見したのが影響したようだ。斎藤弁護士は逮捕直後からのテレビを含めた「供述」情報の氾濫に、このままではいけない、否認していることを伝えないといけないと思いついたらしい。

世間の耳目を集めた事件で容疑者が逮捕されれば、その後の情報を警察からとろうとするのは担当記者として当然だろう。しかし、その際、得られた情報は容疑者の弁護人にも確認することが必要ではないだろうか。弁護士によっては、あるいは事案によっては対応してもらえないこともあるだろう。それはそれで、弁護側はこう言っている、何も言えないとしている、などと報じることが大切だ。通常、記者たちは得た情報の裏を取る。冤罪の可能性を考えたら、警察という当局からの情報だったら裏取りしない方がいいということにはならない。かつて『西日本新聞』は当番弁護士制度をいち早く取り入れた福岡県弁護士会と連携して、「容疑者の言い分」という小さなカットを付けて容疑者側の主張を紹介する画期的な取り組みをした。1992年末から2年間ほどで終わったが、警察担当記者が地元の弁護士会と常に連絡をとり、信頼関係を築いていた。一方側からの情報については他方側からも確認するという記者の基本を忘れたくない。

犯人視報道しないために留意した方がいい表現もある。この東住吉事件では続報から「保険金目当ての放火殺人事件」という表記がしばらく続いた。初公判で両被告が全面否認した以降は各紙とも「自宅で焼死した事件で」と替えた。この「〇〇事件」という断定した表記は伝える側にとっては便利だが、その「事件名」が独り歩きする危険性がある。

さらに「-ことがわかった」という表現も気を付けたい。東住吉事件だと、「車の故障による出火を偽装しようとしていたことが11日、大阪府警捜査一課、東住吉署の合同捜査本部の調べで分かった」（『朝日新聞』1995年9月11日付 大阪本社夕刊）が挙げられる。この記事を読んだ読者は、「出火の偽装」が事実だと理解することになりやすい。あくまでも、この時点で警察がそう判断したに過ぎないのだが、「-ことがわかった」の「-」が事実として独り歩きしてしまう。

大阪・寝屋川市の中学1年男女が遺体で見つかった事件の続報でも、「2人のものに似たDNA型が検出されたことも捜査関係者への取材で分かった」（『朝日新聞』2015年12月2日付）、「DNA型に近い血痕が見つかったことも判明」（『読売新聞』同日付）とあった。これも「似たDNA」が「事実」として読者に植え付けられそうだ。

「わかった」という中身が警察側だけからの情報だったら、事実は「わからない」。使ってはいけ

ない表現だ。記事は長く、まどろっこしくなるだろうが、警察による見方であることがわかる表現を工夫して使うことが必要だろう。

3、「容疑者」呼称に安住するな

3-1 記者も呼称の意味を忘れた？

冒頭紹介した浅野健一さんが容被疑者の人権を守るために匿名報道を訴えた1984年、『産経新聞』とフジテレビ、さらにNHKは、それまで呼び捨てだった容疑者に「〇〇容疑者」と呼称を付けるようにした。5年後の89年、『毎日』『読売』『朝日』の各紙に共同通信、民放他局も「容疑者」呼称に切り替える。替えた当初は報じる側も受け取る読者・視聴者も違和感があった。と同時に新鮮味もあった。「容疑者」という意味をかみしめることもできた。しかし、それから四半世紀以上たち、現在の若者たちは物心付いたときから「容疑者」という呼称を見聞しており、違和感はないようだ。その違和感のなさは「容疑者」＝「犯人」ととらえているからとも言える。あくまで逮捕されただけの「容疑」のある「者」と呼びながら、犯人視する報道がされてきているからだ。

メディア関係者の中にもまだ「容疑者」呼称の意味を理解していないケースも散見される。先の寝屋川市の中1男女の遺体が発見された事件で男性容疑者が逮捕された2015年8月21日の夜、「報道ステーション」（テレビ朝日系列）では死亡した女子の通夜会場でレポーターが同級生らにインタビューした。「容疑者に、犯人に言いたいことはありますか？」と尋ねていた。「あしたのニュース」（当時、フジテレビ系列）でも、記者が「犯人に対して何か？」と聞いていた。翌22日夜の「ニュースキャスター」（TBS系列）では安住紳一郎キャスターが「犯人の人物像に迫っています」と話した。

「容疑者」呼称を付けても、それが四半世紀以上も続いてきても、報じるメディアの側にも「容疑者がもし犯人でなかったら」と考えない人が少なくないことを現している。

3-2 街の声を紹介する怖さ

注目事件で容疑者が逮捕されると街の声をとるメディアはいまだに多い。テレビのマイクを寄せられた人はつい「良かったです」「これで安心です」と答えてしまう。メディアを通じて世間が、まだ逮捕されたばかりで犯人かどうかは分からない容疑者を犯人にしてしまうことになる。警察が冤罪を起こしやすい環境をつくってしまっている。

寝屋川市の事件では新聞各紙も翌日（2015年8月22日付）、街の声を拾って紹介した。いずれも西部版からだが、『朝日新聞』は、「捕まったのなら安心できます」「動機が知りたい」「せめて犯人が寝屋川の人じゃなければ、とっていたけど」。『読売新聞』は「素直に話してほしい」「とりあえずほっとした」。『毎日新聞』では「全てを明らかにしてほしい」「事件についてしっかり話してほしい」などという声が紹介された。

これでは逮捕された「容疑者」はすでに「犯人」だ。一方、共同通信は「本当に犯人なら思い切り罰してほしい」「犯人だとしたら絶対に許せない」と配信していた。これだと「容疑者」と呼称を付ける意味が残っている。共同通信のような配慮があればまだしもだが、容疑者逮捕の段階での街の声はとらない、そんな決断をするメディアもあっていい。

3-3 「男」「女」という呼び捨て

捜査当局に逮捕など摘発された容疑者をメディアは「男」「女」と呼ぶ。それまで「男性」「女性」と呼んでいた人物でも摘発された瞬間、「男が逮捕された」「女は-と供述している」などと切り替えるのだ。新聞記事も同じ変換をするが、印象として響くのは、「男」「女」を多用するテレビの方だ。容疑者の呼び捨てをやめて「〇〇容疑者」と呼称を付けるようになったのに、「男」「女」という「呼び捨て」はいまだになくならない。時と場合によっては、「〇〇容疑者」と言う方が「男が」「女が」と言うより優しい響きになる。「男」「女」という言い方は、それだけで「悪い人」のように聞こえてしまうのだ。

警察の逮捕発表の記者会見をテレビでみると、「〇〇歳の男性を本日、逮捕しました」などと、警察はちゃんと「男性」「女性」と容疑者のことを呼んでいる。なのにメディアの方はわざわざ「男」「女」に言い換えて報じる。自分たちの住む社会ではない、向こう側に追いやるような変換だ。まだ犯人かどうか分からないのに。

たとえ容疑者であろうと、ここは思い切って、「男性」「女性」と呼ぶ勇気を持ってないものだろうか。一度、やってみれば意外と抵抗はないかもしれない。読者や視聴者から当初は多少反発があったとしても、「容疑者」呼称を始めたときと同じ、「万一、冤罪だった場合を考慮して、男や女という表現はやめます」と言えば理解を得るのにそう苦労はしないのではないだろうか。その容疑者がほんとうに犯人だったとしても、全人格を否定したような響きのある「男」「女」という呼び捨てはやめた方がいい。

3-4 被疑者名のフェードアウトも

ここ数年、事件の被害者の名前は続報からは触れないで報道するやり方が増えてきた。容疑者の名前も同じようにフェードアウトする配慮があってもいい。冒頭、容疑者の名前は伝える側が責任をもって、記録性からも実名を基本としたいと触れた。ただ名前が不特定多数の人に毎回さらされるというのは、それだけで社会的な制裁の度合いが強まる。名前の連呼は避けたい。司法手続きの節目などでは出すことになるにしてもだ。

容疑者の顔写真についても慎重な配慮が必要だろう。意図的に印象の悪い写真を使うということは今やないと思いたいが、手に入るなら、普通の表情の写真を使いたい。冤罪の可能性も考えて。そして名前同様、フェードアウトも基本にしたいものだ。

4、メディア自身で事実を求めろ

ここまで冤罪事件にメディア自身に加担する形にならないように事件報道の課題を探ってきたが、警察・検察の捜査のおかしさ、裁判所の判断への疑問をメディア自身で追及し、事実を求めることで、冤罪そのものを防ぐこともできるかもしれない。

4-1 「ザ・スクープスペシャル」の挑戦

東住吉事件では、2006年5月14日放送されたテレビ朝日の「ザ・スクープスペシャル」が事実の

究明に挑んだ。放送当時は焼死した小6女兒の母親と同居男性ともに無期懲役の判決を1審、2審で受け、上告審の最中だった。他のメディアが事件への関心を示さなくなったなか、「ザ・スクープ」のスタッフは、この事件はおかしいと見た。「あの段階ですごいですよね」と男性側の弁護団主任・乗井弥生弁護士（大阪弁護士会）。

事件は、同居男性が車庫に止めた軽ワゴンからガソリンを抜き取って、車庫内にまき、ライターで放火したとされていた。捜査段階でそのような自供をしていた。火が出た車庫から外に逃げる際、髪の毛に火が付き少し燃えたともされていた。番組はその自供通りの燃焼実験を行う。すると、漏れ広がったガソリンにライターを近づけた瞬間、気化していたガソリンが爆発的に燃え出し、猛烈な火災となった。男性に模したマネキンもかなりの損傷を受けた。しかし実際は、男性は軽い火傷も負っていなかった。事件の唯一の証拠とも言えた男性の自白の信用性が大きく揺らぐ実験結果だった。

事件のあったのは7月、夏場だった。男性はスタンドでガソリンを満タンにして帰宅していたことから夏場の気温で膨張したガソリンが何らかの原因で漏れ出し、車庫内にあったふろの種火（事件当時、小6女兒が壁向こうのふろ場でシャワーを浴びていた）に引火した可能性も実験で示す。その燃え方は緩やかで、事件当時、消火を手伝った近所の住民の目撃情報と合致した。車庫内でガソリン漏れによる車両火災が多発していたアメリカにも取材に出向き、事件は放火ではなく自然発火だった可能性が高いことを訴えた。

さらに番組は事件の動機とされた小6の娘にかけた生命保険（災害死亡時1500万円）についても取材した。子供に生命保険を掛けるなんて？と一般には疑問に思う。警察もそう思い、事件性を考えるきっかけになったとされる。なにせ出火当時、東住吉署は「たき口のガスの火がガソリンに引火した疑いもあるとみて」いたようなのだ（『毎日新聞』1995年7月23日付 大阪本社）。それがまもなく「放火と断定」される（『朝日新聞』7月27日付 同）。保険金目当てとみただけだ。

番組は、母親に保険契約を勧めた外交員に取材する。女兒にかけられていた保険は、それまでの学資保険を切り替えたもので、3年ごとに30万円が返ってくる給付型だった。母親は娘だけでなく当時8歳だった息子、さらに母親自身も契約していた。外交員の熱心な勧めがあったという。我が子を殺してカネを得るための保険ではなかったのだ。ところが、当時のメディアは「ザ・スクープ」のような取材をした形跡はない。『毎日新聞』が逮捕記事（同年9月11日付、大阪本社）で「貯蓄型の生命保険」と書いた以外、その『毎日』を含む各紙は再審開始決定後もずっと単なる「生命保険」と報じていた。

番組の中でキャスターの1人・鳥越俊太郎氏は憲法38条3項の条文を書いたフリップを掲げて、自白だけが唯一と断言し、この事件の再考を強く促す。3項には「何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない」と定めてある。

番組を観れば1審、2審で有罪となったこの事件に疑問符が付くが、ほかのメディアが追いかけることはなかった。いわば「独り旅」に終わったこの番組が放送された2006年の年末には最高裁は2人の上告を棄却してしまう。

弁護団は再審にかける。今度は裁判の中で燃焼実験を2度行う。「ザ・スクープさんの実験に参

加してノウハウがつかめた」と乗井弁護士。その結果、大阪地裁は、同居男性の自白通りでは実際起こった火災とかなり違うこと、さらに自然発火の可能性も高いことを認め、再審開始を決める。検察が抗告した大阪高裁では車の給油口からガソリンが漏れ、ふろの種火に引火する可能性も高いことも認められ、再審開始が確定したのだった。

4-2 志布志事件暴いたメディア

2003年4月の鹿児島県議会議員選挙で初当選した男性議員が買収行為を行ったとして同議員夫婦のほか買収を受けた疑いで計12人が起訴された志布志事件は、12人全員（1人は公判中死亡）、1審で無罪が確定した。長時間にわたる強引な自白追及など捜査の問題点は公判途中、メディアが動き出して注目される。これまたテレビ朝日の「ザ・スクープスペシャル」が先駆けだった。2005年2月13日に特集された。

今度は「独り旅」ではなく、新聞も続いた。朝日新聞鹿児島支局が県警内で捜査に疑問を持った人物から貴重な捜査資料を手に入れ、翌06年1月から随時、紙面で問題点を明らかにしたのだ。ただ地元の他のメディアは動かない。そのため朝日新聞本社からは「これで、もし有罪判決が出たら」といった不安の声が出てきて、紙面掲載に慎重になってきたらしい。しかし支局長とデスクは腹が据わっていた。1面、社会面が無理なら、と支局の裁量が効く地方面（県版）で大きく記事を掲載して、事件の問題点を突いていったⁱⁱⁱ。

さらに地元の民放・鹿児島読売テレビ（KYT）もドキュメンタリー番組を制作して同年9月17日、日本テレビの「NNNドキュメント」で「嘘ひいごろ 鹿児島選挙違反えん罪疑惑」を放送する。警察は起訴された住民以外にも多くの人に苛酷な調べをしており、住民から県を相手に民事の賠償請求訴訟が先に進められていた。メディアの露出が増えているなか、鹿児島地裁は07年2月、被告全員に無罪を言い渡し、確定する。

東住吉事件でも志布志事件でも捜査段階では事件のおかしさを報道するメディアはなかった。弁護士は気付いていても記者には伝わらなかった。このため志布志の住民のなかには当時、買収容疑の逮捕を報じるだけのメディアに不信を募らす人も少なからずいたようだ。警察担当記者たちが、これまでみてきたような逮捕段階、送検時などに警察をチェックする立場で取材をしていたら、事件は違った様相をみせていたかもしれない。

5、ネット世論の疑問にも答えろ

事件の周辺にはテレビや新聞が触れたくてもなかなか簡単には触れられない問題が出てくることがある。事件の本筋ではないことから紹介するだけの余力がないケースや、下手に触れたら事件の容疑者や関係者の人権にかかわってしまうかも、と引いてしまう。ところが、記者が気になることは当然、多くの関心ある人も気になっている。それがインターネットの世界では掲示板などで注目され盛り上がる。放っておけばいい話なのかどうか。事件を報じたのは新聞やテレビだ。結果、容疑者にまつわる話題がネットの中で広がり、くすぶり続ける。本人の耳目にとまることにもなるだろう。ときにはネット世論からもっと大きな世論になる可能性がないとも限らない。

東住吉事件では先の焼死した小6女兒にかけられていた保険金もその一つだった。ネットの世界では、「子供に生命保険かけるってのがまずわからん」「なんなの？このモヤモヤ感は…」「日本のマスコミはだめだな三流だ」などつつぶやかれた。

「ザ・スクープ」を観れば疑問はほぼ解けるが、一度きりの放送ではあまり知られないままだ。新聞などもちゃんと保険金をなぜかけたのか、どのような中身の契約だったのか報じるべきだろう。難しいならせめて単に「生命保険」と記すのではなく、「給付型生命保険」と3字増えた表記をしてほしかった。

再審開始決定後の2015年12月20日に放送された毎日放送の関西枠ドキュメント番組「映像 '15」の「白い炎～放火殺人 20年の真実」では、あらためて、保険は保険外交員の熱心な勧めで学資保険から給付型生命保険に切り替えたことなども紹介された。母親は火事の2日後に保険会社に電話していたが、それは「自動引き落としだった保険金を止めるため」だったらしい。1か月後に保険請求したのは、保険外交員から「やましいことがなかったら請求したら」と勧められたから、と母親は語っている。

母親は几帳面に家計簿をつけており、同居男性と合わせた収入は月60万円ほどあったことも紹介している。当時、2人に必要が迫られていた額はマンション購入手数料の170万円ほど。「そのために犯行を企てたというのは不自然」と再審決定だけでなく、有罪を下した1審判決も触れていた。

母親が追及を受けた警察の取調室の壁や机には焼死した娘の顔写真が貼られ、「娘はお前が殺したのと同じだ」などと追い込まれたという。母親はいったん自白に追い込まれた。

ネット上で批判的に広がった事案がもう一つある。同居の男性は焼死した小6女兒を性的虐待していた。男性はそのことを事件の支援団体のサイトのなかで告白し、その女兒を火事から救い出せなかったことを重く悔やんでいるiv。警察にはこの件で調書もとられている。男性が放火を認めなければ女兒虐待を事件にするといった天秤にかけような取り調べをした可能性は有罪とした1審判決からもうかがわれる。二重の自責の念にとらわれていた男性。乗井弁護士によると、男性の父親は実家にきた警察官から勧められ、「認めて、更生しろ」という手紙を警察官に託す。その手紙を警察の取調室で見せられた男性は「父親も疑っているのか」と追い詰められ、「自白」したらしい。一方、女兒の母親は取り調べのなかで男性の娘虐待を聞かされる。母親は男性に絶縁状を送ったという。

このような話をどう報じればいいのか。記者たちは悩むだろう。しかし、同居男性の自白に至る心理はいったん有罪判決が下った背景に迫る意味でも重要だろう。ネットで告白している男性の心の内を聞ける信頼関係を築けば可能性はあるかもしれない。

おわりに

警察を担当する記者たちは日々、さまざまな事件事故に追われ、さまざまな人間模様に直面し、忙しい時間を過ごしている。警察官も同じだ。いや記者以上に事件に向き合わなければならず、その苦悩は並大抵ではないだろう。警察官と警察担当記者。犯罪を憎み、正義を求める気持ちは一緒だ。ただ警察官は犯人を捜し出し、罪を問うために立件を目指す。記者たちはそうした警察の動き

を報じる一方、不正はないか、誤りはないかチェックすることも求められる。冤罪は悲痛だ。当事者にとって死ぬほど悔しいはずだ。どうぞ、どうぞ、記者の皆さん、真の社会正義実現のために奮闘してほしい。

i 警察庁パンフレット（2008）『警察の留置業務』

ii 日本弁護士連合会冊子（2008）『「代用監獄」の廃止に向けて』

iii アジア記者クラブ『アジア記者クラブ通信 242号』（2012 :29-38）

iv「東住吉事件を支援する会 ひまわり通信」http://www.jca.apc.org/~hs_enzai/

（最終確認 2016年10月30日）

《参考文献》

朝日新聞事件報道小委員会（2012）『事件の取材と報道2012』、朝日新聞出版

寺西和史（2000）『愉快的裁判官』、河出書房

浅野健一（1984）『犯罪報道の犯罪』、学陽書房

渕野貴生（2007）『適正な刑事手続の保障とマスメディア』、現代人文社